

松田町詐欺被害防止電話機等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者等に対する特殊詐欺被害の未然防止に係る取組として、迷惑電話防止機能を有する機器（以下「電話機等」という。）の設置を促進し、松田町詐欺被害防止電話機等購入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特殊詐欺 面識のない不特定の者に対し、電話その他の手段を用いることにより、対面することなく詐欺行為を完結させるとともに、預貯金口座への振込みやその他の方法により、被害者に現金等（キャッシュカードを含む。）を交付させる等の行為をいう。

(2) 電話機等 特殊詐欺を防止するための固定電話機又は固定電話に取り付ける機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定する電話機等を購入した者であって、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本町に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本町の住民基本台帳に登録されている申請時において70歳以上の者で、住所地に電話機を設置し利用する者

(2) 前条に規定する電話機等により録音された音声その他の情報を、特殊詐欺事件の捜査又は特殊詐欺被害の防止のために警察に提供することに同意する者

(3) 町税等を滞納していない者

(4) 松田町暴力団排除条例（平成23年松田町条例第2号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない者

（補助対象電話機等）

第4条 補助金の対象となる電話機等は、電話機の呼出音が鳴る前に、発信者に対して自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機能を備えた家庭用固定電話機又は同様の機能を備えた家庭用固定電話回線に接続できる機器であるものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、令和4年4月1日以降に購入した第2条第2号に規定する電話機等の購入費用とする。ただし、次の各号に掲げる経費については、交付の対象としない。

(1) 修理、点検等に係る経費

(2) 消耗品の交換等に係る経費

(3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費

(4) 電話機等の設置に係る経費

(5) 電話機等の配送に係る経費

(6) その他町長が不相当として認める経費

（補助金の交付）

第6条 町長は、予算の範囲内において、前条の規定する補助の対象となる経費について、対象者に補助金を交付する。

2 補助金の交付を受けることができる回数は、1世帯において1回とする。

（補助金の額）

第7条 前条第1項の規定により交付する補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、6,000円を上限とする。

2 前項の規定する補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、購入した日の属する翌月から起算して1年以内に松田町詐欺被害防止電話機等購入補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、町長へ提出しなければならない。

(1) 電話機等の購入に係る領収書の原本又は写し

(2) 第4条に規定する機能が確認できる取扱説明書の写し

(3) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定及び通知)

第9条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、松田町詐欺被害防止電話機等購入補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、申請者に条件を付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条に規定する交付決定の通知書を受けた申請者は、松田町詐欺被害防止電話機等購入補助金請求書(第3号様式)により、速やかに町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、速やかに当該申請者に補助金を交付するものとする。

(状況等の調査)

第11条 町長は、必要と認めるときは、補助金の交付を受け

た者に対し電話機等の利用状況について調査することができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、町長は、松田町詐欺被害防止電話機等購入補助金交付決定取消通知及び補助金返還命令書(第4号様式)により、当該交付決定を取り消し、当該交付を受けた者から、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。